
 監 査 委 員

8 年監査公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9 項の規定により、令和 7 年度に執行した監査の結果（令和 8 年 5 月 29 日監査委員会議決定分）を次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 14 日

京都府監査委員	能 勢	昌 博
同	藤 山	裕紀子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

1 監査の種類、実施方法等

京都府監査基準に準拠し、令和 7 年度監査計画に基づいて、次のとおり監査を実施した。

(1) 種類、対象

① 財務監査（定期監査）

令和 6 年度分（一部監査日までに実施された令和 7 年度分を含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

② 行政監査（定期監査）

令和 6 年度分（一部監査日までに実施された令和 7 年度分を含む。）の事務の執行

③ 財政的援助団体等監査

京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているものの出納その他当該財政的援助に係る事務の執行

ア 出資団体（資本金、基本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体）

イ 公の施設の指定管理者

ウ 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体）

④ 工事監査

令和 6 年度に完成した重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所における工事に関する事務の執行

(2) 実施方法

監査委員が、監査対象機関の長等から説明を聴取し、質疑を行って総合的に審査する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づいて審査する「書面監査」により実施する。

(3) 実施方針

① 監査等の着眼点

ア 合規性・正確性の確保

イ 経済性（E c o n o m y）・効率性（E f f i c i e n c y）・有効性（E f f e c t i v e n e s s）の観点（3 E（スリーイー））の重視

② 共通的・制度的課題の検出

③ 監査結果の実効性の確保

④ 質の高い監査の実施

＜令和 7 年度重点項目監査＞

- ・行政財産使用料等の取扱いについて
- ・毒物及び劇物の適正な管理について

2 監査の実施状況

京都府監査実施要領に基づき、令和 8 年 3 月 23 日に、本庁等の会計事務に係る月例点検を実施した。

3 監査の結果

令和 8 年 4 月 27 日に開催した監査委員会において、指摘事項 1 件を、次のとおり決定した。

なお、要望事項は、該当がなかった。

(注) 監査結果の区分は、次のとおりである。

「指摘事項」とは、次のいずれかに該当する事項で、是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反していると認められる事項
- ② 損害が生じていると認められる事項
- ③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項
- ④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望事項」とは、次のいずれかに該当する事項で、改善の要望を行うもの

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項
- ② 事務の執行について、改善が必要であると認められる事項

指摘事項の内容

内容等		監査対象機関
財政的援助団体	指定管理業務収支決算報告書に記載された支出額に誤りがあったもの	日本管財株式会社（府立総合社会福祉会館の指定管理者）

なお、上記より程度が軽微なものうち、特に文書による指導が望ましいものとして 1 件を検討事項とした。

4 令和 7 年度監査の全体概要

(1) 監査の実施状況

令和 7 年度の監査の執行に当たっては、効率的な実施に努め、定期監査は本府の全 284 機関を、財政的援助団体等監査は選定した 18 団体を、工事監査は選定した 10 箇所の工事を対象に、それぞれ計画どおり実施し、その結果は、下表のとおりであった。

また、令和 7 年度重点項目監査は、「行政財産使用料等の取扱いについて」及び「毒物及び劇物の適正な管理について」の 2 点のテーマを設定し、定期監査と併行して実施した。「行政財産使用料等の取扱いについて」では行政財産及び普通財産に係る事務を行う全 180 機関を対象に書面調査を、「毒物及び劇物の適正な管理について」では公安委員会を除く毒物劇物を保有する全 90 機関を対象に実地調査を行った。その結果、重点項目監査においては、下表の指摘事項及び要望事項のほかに、是正を要する事項や共通的・制度的課題の検出、改善策の提案等を行った（(3)参照）。

表 1 実施機関数及び実施結果

区 分		実施機関（単位：箇所）			実施結果（単位：件）		
			本 庁	地域機関	指 摘	要 望	計
定期監査	知 事 部 局	169 (171)	98 (97)	71 (74)	7 (15)	3 (0)	10 (15)
	教 育 庁	81 (81)	14 (14)	67 (67)	0 (2)	0 (0)	0 (2)
	警 察 本 部	26 (26)	1 (1)	25 (25)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	行政委員会等	8 (8)	7 (7)	1 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)
	計	284 (286)	120 (119)	164 (167)	7 (18)	3 (0)	10 (18)
財政的援助団体等監査		18 (20)	出資 指定管理 補助金	9 (11) 5 (5) 4 (4)	1 (2)	0 (0)	1 (2)
合 計		302 (306)	－	－	8 (20)	3 (0)	11 (20)
工事監査		10 (10)	重要構造物 防災 耐震化・長寿命化	3 (3) 3 (3) 4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※ () 内は令和 6 年度数値

※ 工事監査については、実施機関の欄に工事数を、実施結果の欄に定期監査で掲げた件数の再掲を記載している。

(2) 監査の結果

ア 区分別の件数・内容

令和 7 年度は、8 件を指摘事項とし、3 件を要望事項とした。このほか、程度が軽微なものうち、特に文書による指導が望ましいものとして 7 件を注意事項とし、4 件を検討事項とした。

表 2 指摘事項及び要望事項の件数・内容

区 分	件数	構成比	主な内容
指 摘	8	100%	
支出	2	25%	過少支払、支払遅延による延滞金発生
補助金	1	12.5%	実績報告書類の不備・不足
契約	4	50%	随意契約公表漏れ、予定価格調書作成漏れ 予定価格を超過した契約、保険契約の補償開始日の遅滞
財政的援助 団体	1	12.5%	指定管理業務収支決算書の支出額記載誤り
要 望	3	－	補助事業・委託事業の有効性（3 E）
合 計	11	－	

※ 令和 6 年度：指摘事項 20 件、要望事項 0 件

イ 指摘事項及び要望事項の内容

指摘事項 8 件は、支出、補助金、契約及び財政的援助団体の事務の執行に係る合规性・正確性に関するものであり、支払遅延により延滞金が発生したものも認められた。保険料の支払の遅れにより委嘱日からボランティア保険の補償開始日まで 3 箇月以上経過したものについての指摘事項は、保険契約の有効性の観点も踏まえたものである。

要望事項 3 件は、事業の有効性の観点から事業内容の改善を求めるものであり、参加実績が低調な補助事業及び委託事業について利用者ニーズ等を踏まえた事業内容の検討や広報の工夫等を求めたもの、委託事業の実績を適切に確認し、成果の検証を行うことにより効果的な事業となるよう改善を求めたものである。

このほか、検討事項として、事業の有効性及び経済性の観点から、建築物の修繕工事に併せてバリアフリー化を図るよう促したものの、情報セキュリティ対策の充実等を求めたもの、また、制度の運用改善の観点から、制度所管課に対し基準の統一や通知内容の改善等を求めたものがある。

ウ 工事監査の結果（再掲）

令和 6 年度完成の大規模工事 10 箇所を選定して実施した工事監査のほか、定期監査において、その他の工事 258 箇所及び工事に関連する委託業務 185 件について抽出調査した。

大規模工事の工事監査においては、指摘事項及び要望事項は検出されなかったが、技術的見地による確認では、建築物の修繕工事に併せてバリアフリー化を図るよう改善を促したものの（上記イのうち、工事関連の検討事項を再掲）がある。加えて、バイパス道路を跨ぐ橋りょう工事で、橋りょう前後の区間において第三者の転落防止対策を着実に実施するよう求めたものがある。

表 3 工事監査の結果（大規模工事）

	工事名	分類	監査結果
1	京都府危機管理センター（仮称）整備工事（建築工事）	重要構造物	
2	網野岩滝線（外村バイパス）民安関連道路新設改良工事		
3	府立丹波支援学校教室棟新築工事（建築工事）		
4	桂川（亀岡）広域河川改修（加速化 1 級・防災安全）工事		

5	下倉川災害関連緊急砂防工事	防災	指摘・要望 事項なし
6	桂川右岸流域下水道幹線管渠工事（雨水南幹線前小川接続施設管渠）		
7	京都府立体育館屋上防水改修等工事（再）	耐震化・長 寿命化	
8	府営農村地域防災減災事業川北奥池地区ため池改修工事		
9	枚方山城線（開橋）道路メンテナンス（橋修）工事		
10	重要文化財地主神社本殿及び拝殿保存修理工事（屋根工事）		

※ 大規模工事：1箇所の事業費がおおむね1億円以上、かつ、1工事の請負額がおおむね5千万円以上

その他の工事及び委託業務に係る定期監査においては、事務処理の適正性の観点から、工事に関連する委託契約における過少支払について指摘事項（1件・上記ア、イのうち工事関連の指摘事項を再掲）としたほか、建物の解体撤去工事における産業廃棄物処理の不適切な事務手続等の軽微な不備が認められた。加えて、元下指針や担い手確保の取組については、週休2日やインフレスライド条項等に係る手続等の軽微な不備も検出された。

表4 工事監査の結果（その他工事等）

区 分	内 訳（箇所）	箇所数	監査結果
土木工事	道路(70)、河川(33)、その他(47)	150	指摘・要望事項なし
設備工事	水道(10)、下水道(8)、その他(13)	31	
建築工事	新設(2)、建物改修(75)	77	
工事 小計		258	
委託業務	測量設計委託(77)、管理委託(52)、調査委託(32)、その他(24)	185	指摘事項1件 (再掲・委託料の過少支払)
工事+委託業務 合計		443	

(3) 重点項目監査の結果

過去の監査結果や社会情勢等を踏まえ、毎年度の監査計画において、特定のテーマを設定し、重点項目監査を行っている。令和7年度のテーマは、「行政財産使用料等の取扱いについて」及び「毒物及び劇物の適正な管理について」の2点とし、その結果は、以下のとおりであった。

ア 行政財産使用料等の取扱いについて

(ア) 監査の概要

a テーマ選定の背景

(a) 行政財産使用料

i 監査で検出した誤りの状況等

行政財産使用料及び普通財産貸付料については、これまでの定期監査において複数機関で算定誤り等が継続的に検出されている。

令和4年度から令和6年度までに実施した監査で検出した行政財産使用料等に係る誤りの状況について表5に示す。

表5 令和4～6年度に実施した監査に係る行政財産使用料等の誤り件数

誤りの種類	事例	監査実施年度			計
		R 4	R 5	R 6	
使用料の算定誤り	計算方法の誤り (面積の端数処理・計算順序誤り等)	8	9	1	18
	評価替えの誤り (再建築費の3年ごとの見直し漏れ・ 固定資産税評価額の引用年度誤り等)	5	4	5	14
事務遅延	納入通知書の発付遅れ・使用料の収納遅れ等	3	6	2	11

減免理由の不記載	起案に減免根拠条項不記載等	5	4	3	12
その他	許可書における文言記載誤り等	5	4	1	10
計		26	27	12	65
本庁		5	6	4	15
地域機関		21	21	8	50

指摘事項、注意事項、口頭指導の合計件数は65件（本庁15件、地域機関50件）であり、年度別では令和4年度26件、令和5年度27件、令和6年度12件であった。監査では年度ごと、対象機関ごとの調査項目等が異なるため、各年度の行政財産使用料等に係る調査件数には差異があるものの、検出件数の推移は誤りの大まかな傾向を表していると考ええる。

誤りの内容を見ていくと、使用料の算定に関するものが32件あった。その原因を細別すると、計算方法に関連する誤り（土地面積の端数処理、複数箇所の申請を1件として許可する場合の計算順序や端数処理回数等）が18件、評価替えに関連する誤り（再建築費の3年ごとの見直し漏れ、建築費指数の算定、固定資産税評価額の引用年度等）が14件あった。また、算定誤り以外では、事務遅延や減免理由の不記載といった一般的な事務に関連する誤りが33件あった。

ii 改善経過と課題

令和3年度の定期監査において複数機関で行政財産使用料の算定誤りが検出されたため、監査委員から制度所管課に対し、算定誤り防止と事務負担軽減の対策を要望した。これを受けて、行政財産使用料自動計算シート（以下「計算シート」という。）が作成され、令和4年度から全庁的に導入された。

計算シートの導入後、算定誤りのうち計算方法に関連する誤りについては、検出件数が減少していた。一方、評価替えに関連する誤りについては、計算シートの導入後も検出件数は減少していなかった。これらの誤りは、固定資産税の評価制度の複雑さに起因しており、計算シートに入力する値の算出などシートの活用に至るまでの誤りであるため、計算シートの活用だけでは改善が難しく、評価替えに関連する誤りへの対応が課題と考えられた。

(b) 行政財産使用に係る光熱水費

i 監査で検出した誤りの状況等

光熱水費は、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の徴収に関する基準について（通達）（昭和60年11月30日付け出納局長通達。以下「通達」という。）により「使用許可財産に係る土地使用料又は建物使用料の減免の有無にかかわらず、当該財産の使用の許可を受けた者から実費相当額を徴収する。」とされており、行政財産の使用を許可した際には、それに付随して光熱水費の徴収に係る事務が発生する。

令和4年度から令和6年度までに実施した監査で検出した光熱水費の徴収に係る誤りの状況について表6に示す。

表6 令和4～6年度に実施した監査に係る光熱水費の誤り件数

誤りの種類	事例	監査実施年度			計
		R 4	R 5	R 6	
事務遅延	光熱水費の収納遅れ等	0	2	1	3
その他	収入年度区分誤り等	3	3	0	6
計		3	5	1	9
本庁		2	1	1	4
地域機関		1	4	0	5

光熱水費については、行政財産使用許可制度に起因する特殊な誤りではなく、事務遅延や収入年度区分誤りなど、一般的な収入事務に関する認識不足に起因する誤りであったことから、その対応としては、各機関における相互チェック体制の見直しなど内部統制の機能強化が有効と考えられた。

一方、会計事務として不適切とは言えないものの、次の課題の項目で述べるように、光熱水費の徴収

方法については、3 E（経済性、効率性、有効性）の観点から検討の余地があると考えられた。

ii 課題

光熱水費は、通達により「財産管理者が当該光熱水費等の額等を考慮し各月徴収することが不適当と認めるときは、3 箇月（自動販売機設置に伴う電気料及び水道料については、1 年）の範囲内で一括して徴収することができる。」とされているが、光熱水費等の額の多寡にかかわらず各月徴収している機関も見受けられた。

各月徴収している場合、1 件の使用許可で年間12回の徴収事務が発生するため、事務の煩雑さとそれに起因する誤りの発生リスクが課題として考えられた。

b 監査の目的と着眼点

(a) 目的

上記の背景を踏まえ、誤りを生じさせる機会の減少と事務負担の軽減を図ることを目的として監査を実施する。

(b) 着眼点

- ・ 使用料算定方法の簡素化を図り、算定誤りを削減することができないか。
- ・ 光熱水費の徴収方法について改善することができないか。

c 監査の対象とする機関及び財産の範囲

令和 6 年度を監査対象年度とする令和 7 年度定期監査と並行して実施することから次のとおりとする。

(a) 監査の対象機関

令和 7 年度定期監査を実施する全284機関

(b) 監査の対象とする公有財産の範囲

原則として令和 6 年度中に地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 4 第 7 項及び京都府行政財産使用料条例（昭和39年京都府条例第38号）の規定による行政財産使用許可並びに地方自治法第238条の 5 第 1 項及び京都府財産取扱規則（昭和39年京都府規則第16号）の規定による普通財産の貸付が行われた土地及び建物を対象とする。

なお、次に掲げるものは、本監査の対象とはしない。

- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）、都市公園法（昭和31年法律第79号）等他の法令に基づく占有許可を行っているもの
- ・ 会議室、テニスコート及び学校体育館等の開放事業並びに府庁旧本館写真撮影事業のように別に定められた使用料を徴収しているもの

d 監査の実施期間

令和 7 年 5 月 26 日から令和 8 年 2 月 27 日まで

e 監査の実施方法

各監査対象機関に対し、令和 7 年 4 月 16 日付け 7 監第28号で依頼した調書及び必要に応じて追加徴取した起案等の資料をもとに調査を行った。

なお、行政財産使用許可の調書では、以下の項目を調査し、普通財産貸付の調書では、このうち⑥、⑧、⑩を除いた項目を調査した。

- ① 許可面積（土地、建物）
- ② 使用者の名称
- ③ 許可期間
- ④ 使用料（令和 5 年度及び令和 6 年度の年額）
- ⑤ 使用目的、用途
- ⑥ 許可理由
- ⑦ 使用料減免（有無、根拠規定、減免割合）
- ⑧ 営利使用の有無、程度
- ⑨ 使用料の納入状況
- ⑩ 付随する光熱水費の納入方法

(イ) 監査の結果

a 行政財産使用料

行政財産や普通財産に係る事務を行っていたのは、表 7 のとおり調査対象284機関のうち180機関であり、そのうち40機関が本庁、140機関が地域機関であった。

表 7 行政財産等の使用・貸付の状況

	本庁		地域機関		合計	
	実施 機関数	対象 機関数	実施 機関数	対象 機関数	実施 機関数	対象 機関数
知 事 部 局	35	98	53	71	88	169
教 育 庁	4	14	62	67	66	81
警 察 本 部	1	1	25	25	26	26
行政委員会等	0	7	0	1	0	8
計	40	120	140	164	180	284

次に、各監査対象機関から提出があった調書を基に、行政財産使用許可及び普通財産貸付の内容を算定誤りのリスクの程度から分類・集計した結果を表 8 に示す。

表 8 調書の集計結果

		免除 ・ 無償	有償				計
			(A) 電柱・ 地下管等	(B) 自動 販売機	(A)・(B) 以外		
					土地	建物	
本 庁	行政財産	171	144	40	34	57	446
	普通財産	46	97	0	22	6	171
	小計	217	241	40	56	63	617
地域機関	行政財産	917	442	119	74	87	1,639
	普通財産	1	8	0	2	0	11
	小計	918	450	119	76	87	1,650
合計		1,135	691	159	132	150	2,267
合計の割合		50%	30%	7%	6%	7%	100%

全体の件数2,267件のうち、使用料や貸付料を免除・無償としているものが半数を占めたほか、(A) 京都府行政財産使用料条例で単価が定められている電柱、地下管等が30%、(B) 主として入札によって使用料が決定されている自動販売機が7%を占めていた。また、これら以外の土地の使用許可が6%、建物の使用許可が7%であった。

(A) 及び (B) は、算定誤りのリスクが小さいと考えられたため、これらを除いた土地及び建物の使用許可を対象に、使用料の算定誤りの削減や、事務負担の軽減の観点での検討を行った。

土地の使用許可には、通信設備、郵便差出箱（以下「郵便ポスト」という。）、公衆電話所（以下「公衆電話ボックス」という。）の設置、駐車場等があり、建物の使用許可には、関係団体等が使用する事務室、通信設備の屋上への設置、屋内掲示板（労働組合掲示板）の設置等があった。

表 5 で示した誤りのうち、評価替えに関連する14件の誤りを分析したところ、屋内掲示板に関するものが4件、郵便ポストに関するものが3件と共通する用途での誤りが合わせて7件あり、評価替えに関連する誤りの半数に達していた。このことから、複数の機関で使用許可されている共通の用途について算定方法を簡素化することが、算定誤りの削減や事務負担の軽減につながると考えられた。

そこで、土地及び建物の使用許可の中から、以下の条件に当てはまるものを抽出した。

- ・複数の機関で使用許可されている共通のもの
- ・使用面積そのもの又は使用面積の差異が小さいもの
- ・長期間の使用許可又は繰り返しの更新手続きが想定されるもの

その結果、郵便ポスト、公衆電話ボックス及び屋内掲示板の3用途が該当すると考えられた。これらの件数を表 9 に示す。

表 9 郵便ポスト等の許可件数

	郵便ポスト	公衆電話ボックス	屋内揭示板	計
許可件数	19	13	27	59
実基（枚）数	20	22	67	—

3用途の件数を合わせると59件となり、これは、表8に示した土地及び建物の合計件数282件の約20%となる。

以下、それぞれの用途に関する調査結果について詳述する。

(a) 郵便ポストについて

郵便ポストの規格別・地域別使用許可基数は、表10のとおりであった。

表10 郵便ポストの基数及び許可件数

		京都市	その他の市	町村	計
規格 (m)	郵便差出箱1号角型（横幅0.37×奥行0.51）	0	4	0	4
	郵便差出箱10号（横幅0.46×奥行0.56）	1	2	0	3
	郵便差出箱13号（横幅0.81×奥行0.56）	6	0	0	6
	郵便差出箱14号（横幅0.35×奥行0.40）	1	4	2	7
基数計		8	10	2	20
許可件数		8	9	2	19

大きさが違う4種類のポストが存在したが、水平投影面積は、最も小さい郵便差出箱14号では0.14㎡、最も大きい郵便差出箱13号では0.45㎡であり、1基当たりの使用料算出面積は、いずれも端数を切り上げた1㎡となっていた。

また、京都府財産取扱規則の一部改正及び使用許可事務等の取扱について（平成16年4月9日付け出納管理局长通知）において「郵便ポストの設置に係る使用許可期間は5年以内」と定められているが、1年間の使用許可をしているものが19件のうち5件あった。

なお、京都府道路の占有に関する条例（昭和28年京都府条例第31号）ではその他の市域と町村域の郵便ポストの占用料単価が定められていたほか、奈良県や岡山県などでは、郵便ポストの行政財産使用料単価が定められていた。

(b) 公衆電話ボックスについて

公衆電話ボックスの地域別使用許可基数は、表11のとおりであった。

表11 公衆電話ボックスの基数及び許可件数

	京都市	その他の市	町村	計
基数	8	13	1	22
許可件数	2	10	1	13

一部設置場所の状況により使用面積が1㎡（1.0×1.0m）となっているものを除き、1基当たりの使用料算出面積は、1.21㎡（1.1×1.1m）の端数を切り上げた2㎡となっていた。

また、郵便ポストと同様、使用許可期間は、5年以内と定められているが、1年間の使用許可をしているものが13件のうち3件あった。

なお、京都府道路の占有に関する条例や京都府立都市公園条例（昭和33年京都府条例第16号）では公衆電話ボックスの使用料単価が定められていたほか、滋賀県や兵庫県などでは、公衆電話ボックスの行政財産使用料単価が定められていた。

(c) 屋内掲示板について

屋内掲示板の地域別使用許可枚数は、表12のとおりであった。

表12 屋内掲示板の枚数及び許可件数

	京都市	その他の市	町村	計
枚数	17	49	1	67
許可件数	5	21	1	27

掲示板の大きさ（縦×横）は0.9m×1.8mや0.9m×1.2mが主であったが、一部0.6m×0.9mや1.2m×3.6mといったものもあった。厚さは、2.5cm～4.0cmのものが多かった。

使用面積は、水平投影面積で計算されるため、掲示板のような形状のものではその面積は僅少となり、1箇所当たり複数枚の申請があった場合でも、使用料算出面積は端数を切り上げた1㎡となっていた。

なお、屋内掲示板の事例ではないが、秋田県や茨城県では、看板、広告板、ポスター等について、表示面積当たり、あるいは表示サイズ区分ごとに1枚当たりの行政財産使用料単価が定められていたほか、京都府庁構内エレベーター内の広告募集においても、掲載料は、広告の表示サイズ、枚数によっていた。これらのことから、郵便ポスト、公衆電話ボックス、屋内掲示板について、地域別の使用料単価を設定することが、使用料の算定誤りの削減や、事務負担の軽減の対応策のひとつになり得ると考えられた。

b 行政財産使用に係る光熱水費

本監査では、事務負担の軽減の観点から、1年を通じて使用許可していたもののうち光熱水費を徴収していた333件を対象に、1回当たりの光熱水費請求額に着目した調査を行った。対象となった機関は本庁8機関、地域機関106機関の計114機関である。

調査の集計結果から、1回当たりの推定光熱水費請求額（平均値）を算出し、自動販売機とそれ以外の用途に分けて、それぞれ光熱水費の徴収間隔をまとめたものを表13に示す。

表13 1回当たりの光熱水費請求額の分布

1. 自動販売機の光熱水費徴収間隔

円以上 円未満	徴収間隔					計
	1箇月	2箇月	3箇月	6箇月	1年	
0 ～ 1,000	0	0	0	0	0	0
1,000 ～ 5,000	28	1	2	0	0	31
5,000 ～ 10,000	16	7	34	0	0	57
10,000 ～ 15,000	5	1	27	0	0	33
15,000 ～ 20,000	0	0	0	1	0	1
20,000 ～ 25,000	0	0	1	0	0	1
25,000 ～ 30,000	0	0	1	0	1	2
30,000 ～	0	0	1	0	3	4
計	49	9	66	1	4	129

※ 複数台まとめて請求している場合があり、表8の合計件数とは一致しない。

2. 自動販売機以外の光熱水費徴収間隔

円以上 円未満	徴収間隔			計
	1箇月	2箇月	3箇月	
0 ～ 1,000	8	1	43	52

1, 000 ～ 5, 000	12	5	19	36
5, 000 ～ 10, 000	5	11	9	25
10, 000 ～ 15, 000	5	3	3	11
15, 000 ～ 20, 000	0	0	4	4
20, 000 ～ 25, 000	2	3	0	5
25, 000 ～ 30, 000	1	1	0	2
30, 000 ～	37	18	14	69
計	70	42	92	204

自動販売機では 1 年分をまとめて徴収している場合は少なく、各月又は 3 箇月ごとに徴収している場合が多かった。

一方、自動販売機以外の用途では、通達に定められている最長の期間である 3 箇月で一括徴収しているものは 92 件あったが、そのうち 43 件は 1 回当たりの請求額が 1, 000 円未満となっており、5, 000 円未満のものまで含めると 62 件となっていた。これらは、庁舎等の一部を使用許可しているが、使用時間が短い、面積が小さいなどの理由で、光熱水費が少額となっているものである。

このように、自動販売機以外の用途では一括請求が行われているものの、なお少額にとどまるものも多く、一括徴収の期間を自動販売機と同様に 1 年まで延長することで、事務負担の軽減につながる場合もあると考えられた。

なお、全ての用途を合わせると、各月請求のもので 1 回当たりの請求額が 5, 000 円未満のものは 48 件、そのうち 1, 000 円未満のものは 8 件あり、各機関において一括徴収を検討することで、事務負担を軽減することができる場合もあると考えられた。

(ウ) 総括

行政財産使用に係る事務の誤りは、使用者の公平や公正を欠くこととなり、府に対する信用失墜にもつながるものである。そこで、使用料の算定誤りの削減や、事務負担の軽減の観点から検討した結果等について以下に述べる。

a 行政財産使用料

郵便ポスト、公衆電話ボックス、屋内掲示板は、使用面積そのものや使用面積の差異が小さく、長期間の使用許可申請も想定される。また、郵便ポストや公衆電話ボックスでは、京都府道路の占用に関する条例や京都府立都市公園条例で単価が定められていること、他府県において単価を導入している事例があることも踏まえると、制度所管課において、地域別の使用料単価を設定されることは、対応策の一つになり得ると考えられる。

また、郵便ポストや公衆電話ボックスの設置に係る使用許可期間は、5 年以内と定められているものの、単価が設定されておらず、毎年度の使用料算定が必要となっている。しかし、このことを誤認し、使用許可初年度の使用料を 2 年目以降も請求する誤りがこれまで検出されているが、地域別単価を導入することで、このような事務誤りの防止に対しても効果があると考えられる。

屋内掲示板については、水平投影面積で使用面積が算出されているが、面積が僅少のため、1 箇所当たりの申請枚数が影響せず、端数を切り上げた 1 m² で使用料算定が行われている。このため、使用枚数に比例した料金徴収となるよう、地域別単価を検討される際には、表示面積に応じた金額設定も併せて検討いただきたい。

b 行政財産使用に係る光熱水費

光熱水費については、通達で定められた期間の範囲において一括請求することで、一定の事務の効率化が図られている。一方、定められた範囲の一括請求を行っても、なお少額の請求となっているものもあった。そのため、制度所管課において適用要件を定められた上で一括徴収の期間を延長することが、府側の事務負担だけでなく、使用者側の事務負担の軽減にもつながると考えられる。

c その他

各機関においては、使用許可期間が 5 年以内と定められているものの毎年度使用許可を行っているものについて、複数年の使用許可ができないか、また、光熱水費について定められた期間内での一括徴収に変更す

ることで、請求の事務を効率化することができないか、今一度点検していただきたい。

また、計算シートについては、令和 4 年度の導入以降も制度所管課において内容の充実が図られていることから、各機関においては、前例踏襲で古いシートを使うことがないように注意した上で、計算シートを積極的に活用し、算定誤りの防止に努めていただきたい。

イ 毒物及び劇物の適正な管理について

(ア) 監査の概要

a 監査の目的

毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という。）を取り扱う府の機関は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）により、「業務上取扱者」とされ、毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じることや、容器や保管場所に毒物劇物の表示を行うこと等、厳格な管理が求められている。

これまで財務監査の一環として毒物劇物の監査を行ってきたところ、管理簿に記載のない経緯不明の劇物が薬品棚から発見されたもののほか、毒物劇物が保管されている冷蔵庫に調味料が入っていたもの、施錠することができない冷蔵庫に保管していたもの、保管庫に表示がないもの等、不適切な事例が散見された。

また、近年、他府県においては、大学の研究室での毒物紛失事案や中学校において生徒が理科の実験で使った劇物を持ち出し別の生徒に菓子と偽って口に入れさせた事案が発生している。

毒物劇物は、取扱いを誤ると保健衛生上の大きな危害を及ぼすおそれや、周辺環境にも大きな影響を与えるおそれがあるため、府の機関における毒物劇物の保管状況及び管理体制を検証し、管理の一層の適正化に資することを目的とするものである。

b 監査の着眼点

- ・ 毒物劇物の管理は、法令等に適合し、適切に行われているか。
- ・ より適切な毒物劇物の管理を目指すために検討すべき事項があるか。

c 監査の対象

監査対象機関は、公安委員会を除き、令和 7 年 4 月 1 日現在において毒物劇物を保有する全ての機関とする。

d 監査の実施期間

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで

e 監査の実施方法

毒物劇物の保管状況及び管理体制について、監査対象機関に監査調書の提出を求め、監査調書を基に毒物劇物を保有している全ての機関（以下「保有機関」という。）で実地調査を行った。

(イ) 監査の結果

a 毒物劇物の保有状況

部局等別の保有機関数及び保有品目数は、表 14 のとおりである。教育委員会に属する府立学校（以下「府立学校」という。）が、53 機関、1,890 品目と最も多い。これは、ほとんどの府立学校が授業で使用する実験用の毒物劇物を保有していることによる。

表 14 部局等別の毒物劇物を保有している機関数及び保有品目数

部局等名		保有機関数		保有品目数
		本庁	地域機関等	
総務部		0	1	2
文化生活部		0	1	15
健康福祉部		0	3	392
商工労働観光部		0	4	396
農林水産部		0	12	269
建設交通部		0	3	47
広域振興局	保健所	－	7	79
	農業改良普及センター	－	4	30

	上記以外	－	1	1
教育委員会	府立学校	－	53	1,890
	上記以外	－	1	32
計		0	90	3,153

保有品目数別の保有機関数は、表15のとおりである。保有品目数「1～10」の機関が25機関（27.8％）と最も多くなっている。一方で、100品目を超過して保有する機関も2機関（2.2％）となっている。

表15 保有品目数別の保有機関数（実地調査日現在）

保有品目数	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60
保有機関数	25	12	16	11	11	5
割合	27.8%	13.3%	17.8%	12.2%	12.2%	5.6%

保有品目数	61～70	71～80	81～90	91～100	101～	計
保有機関数	6	2	0	0	2	90
割合	6.7%	2.2%	0.0%	0.0%	2.2%	－

なお、抽出により管理簿又は帳簿（以下「管理簿等」という。）に記載された数量と実際の毒物劇物の数量を突合した結果、表16のとおり抽出した286品目全ての数値が一致していることを確認した。

表16 管理簿等との突合品目数

部局等名	保有 品目数	実査 品目数	部局等名		保有 品目数	実査 品目数
総務部	2	2	広域振 興局	保健所	79	19
文化生活部	15	3		農業改良普及センター	30	8
健康福祉部	392	13		上記以外	1	1
商工労働観光部	396	16	教育委 員会	府立学校	1, 890	175
農林水産部	269	43		上記以外	32	2
建設交通部	47	4	計		3, 153	286

b 毒物劇物の管理体制

(a) 危害防止規定等の整備

令和2年2月17日付け厚生労働省通知「毒物劇物監視指導指針の制定について」において、業務上取扱者においても管理体制や事故発生時の対応を定めた「危害防止規定」及び「盗難等防止規定」（以下「危害防止規定等」という。）の作成が求められている。

危害防止規定等の整備状況は、表17のとおりである。14機関（15.6％）が危害防止規定等を整備していない。

表17 危害防止規定等の整備

保有機関数	危害防止規定等の整備	
	あり	なし
90	76 (84.4%)	14 (15.6%)

(b) 管理責任者等の設置

昭和50年11月6日付け厚生省通知「毒物劇物危害防止規定について」において、危害防止規定等で、毒物劇物の管理・責任体制を明確にすることが求められている。

このため、毒物劇物の取扱いに関し、事業所全体を管理・監督する管理責任者等を設置することが必要であるが、その設置状況は、表18のとおりである。3機関（3.3%）が管理責任者等を設置していない。

表18 管理責任者等の設置

保有機関数	管理責任者等の設置	
	あり	なし
90	87 (96.7%)	3 (3.3%)

(c) 管理簿等の作成及び数量確認等

i 数量確認

平成30年7月24日付け厚生労働省通知「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」において、管理簿等を備え、毒物劇物の種類等に応じて使用量の把握や、管理簿等に記載された数量と実際の毒物劇物の数量とが一致していることの確認等を実施することが求められている。

管理簿等の記載数量と実際の毒物劇物の数量とが一致していることの確認状況は、表19のとおりである。3機関（3.3%）が数量確認を実施していない。

表19 管理簿等の記載数量と実際の毒物劇物の数量の確認

部局名等	保有機関数	確認している	確認していない
全部局等	90	87 (96.7%)	3 (3.3%)
府立学校	53	53 (100.0%)	0 (0.0%)
上記以外	37	34 (91.9%)	3 (8.1%)

数量確認を実施している機関のうち、確認人数の状況は、表20のとおりである。35機関（40.2%）が1人で確認している。

府立学校においては、31校（58.5%）が複数人で確認しており、そのうち、26校（府立学校の中で49.1%）では、直接毒物劇物の使用に携わらない事務職員も確認作業に関与している。

表20 確認人数等

部局名等	数量確認している機関数	1人で数量確認を実施	複数人で数量確認を実施	うち事務職員を含む
全部局等	87	35 (40.2%)	52 (59.8%)	
府立学校	53	22 (41.5%)	31 (58.5%)	26 (49.1%)
上記以外	34	13 (38.2%)	21 (61.8%)	

ii 簿外保管

管理簿等を作成することなく毒物劇物を保管している簿外保管の状況は、表21のとおりである。全体で15機関あり、その内訳は、健康福祉部1機関、商工労働観光部2機関、教育委員会12機関である。

表21 簿外保管

部局等名		機関数	簿外保管状況
健康福祉部		1	簿外管理となった経緯が不明な劇物
商工労働観光部		2	圧力計の機器本体内の毒物（長期間未使用）
			タンクに保管されている液体劇物（目盛付き）
教育委員会	府立学校	11	実験のため小分けにして使用した毒物劇物の残量
	上記以外	1	廃棄予定の劇物
計		15	

c 毒物劇物の保管状況

(a) 保管庫の施錠及び鍵管理等

平成30年7月24日付け厚生労働省通知「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」において、毒物劇物を施錠可能な設備等のある堅固な施設に保管すること等の措置を講じ、鍵の管理にも十分留意することが求められている。

i 保管庫の施錠

保管庫（毒物劇物及び薬品等のみ保管している保管室を含む。以下同じ。）には、一般的な常温の保管庫（以下「一般的な保管庫」という。）と冷蔵庫があり、それぞれ扉の施錠状況は、表22のとおりである。一般的な保管庫は2機関（2.2%）、冷蔵庫は9機関（18.4%）で全部又は一部に扉の施錠が講じられていない状況となっている。

表22 保管庫の施錠

保有機関数		施錠あり	一部施錠なし	施錠なし
一般的な保管庫	90	88 (97.8%)	2 (2.2%)	0 (0.0%)
冷蔵庫	49	40 (81.6%)	2 (4.1%)	7 (14.3%)

一般的な保管庫で一部施錠なしの2機関の事例は、劇物を多数の希釈した薬品（毒物劇物以外）や空瓶と一緒に施錠していない棚に保管しているものと、砂利を敷いた保管庫の扉を施錠していないものである。

冷蔵庫の無施錠率（「一部施錠なし」を含む。）は、一般的な保管庫と比較すると高い傾向にある。これは、施錠機能を備えていない一般的な冷蔵庫を保管庫として使用しているにもかかわらず、後付けで錠を設置する等の対応をしていないことが主因である。

また、後付けの施錠措置を講じているものの中には、冷蔵庫を鎖で巻いて錠をかけているものの、鎖を持ち上げることで解錠せずとも扉が開くため、毒物劇物を容易に取り出してしまう事例も認められた。

なお、施錠のない保管庫であっても当該保管庫を設置している保管室については、全て施錠されていることを確認した。

また、容器が大型であることや、毒物劇物が漏えいした際に化学反応を遅延させることを目的として砂利の上に配置している等の理由により、施錠された保管室内の床や棚等に直接置いている事例や、扉のない保管庫に収納している事例も6機関で認められた。

ii 保管庫の鍵管理

毒物劇物の出入庫に必要な鍵（保管庫又は保管室等の鍵）の取り出し時に、毒物劇物を取り扱う者以外の者（第三者）による確認を経ているか否かの状況は、表23のとおりである。67機関（74.4%）において第三者による確認を経ていない。特に府立学校では、特定の教科の教員のみが使用するという事情があるものの、全ての府立学校で第三者の確認を経ていない状況である。

表23 保管庫の鍵管理

部局名等	保有 機関数	第三者の確認を 経ている	第三者の確認を 経ていない
全機関	90	23 (25.6%)	67 (74.4%)
府立学校	53	0 (0.0%)	53 (100.0%)
上記以外	37	23 (62.2%)	14 (37.8%)

iii 用途の異なる物品等の保管

毒物劇物の保管庫又は保管室内に用途の異なる物品が併せて保管されているもの若しくは用途の異なる物品の保管箇所へ毒物劇物が保管されているものの状況は、表24のとおりである。府立学校で5件あり、そのうち最下段の1件は、清掃用具やティッシュペーパー等の保管箇所（錠付き）に清掃に使用する劇物を保管していたものである。

表24 用途の異なる物品の保管

部局等名	機関数	用途の異なる物品の保管状況
教育委員会 府立学校	5	保管庫（冷蔵庫）内に写真部の現像液を保管
		保管室内に写真部の引き伸ばし機を保管
		保管室内に望遠鏡を保管
		保管庫（冷蔵庫）内にふりかけ、牛乳を保管
		階段下倉庫の掃除用具やティッシュペーパー等の保管箇所に劇物を保管

(b) 保管庫及び保管容器への表示

法第12条第1項及び第3項において、毒物劇物の保管庫や保管容器に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示することが定められている。

i 保管庫への表示

保管庫への表示状況は、表25のとおりである。一般的な保管庫については7機関（7.7%）、冷蔵庫については8機関（16.3%）で、全部又は一部表示がない保管庫を保有している。

表25 保管庫への表示

保有機関数		表示あり	一部表示なし	表示なし
一般的な保管庫	90	83 (92.2%)	4 (4.4%)	3 (3.3%)
冷蔵庫	49	41 (83.7%)	1 (2.0%)	7 (14.3%)

ii 保管容器への表示

保管容器への表示状況は、表26のとおりである。47機関（52.2%）で、全部又は一部表示がない保管容器を保有している。

表26 保管容器への表示

保有機関数	表示あり	一部表示なし	表示なし
90	43 (47.8%)	46 (51.1%)	1 (1.1%)

また、保管容器への表示がない主な理由については、表27のとおり、ラベルの劣化によるもののほか、購入後に毒物劇物指定された等で入手時から表示がないものと、詰め替え後の容器への表示もれ等の理由が多くなっている。

表27 保管容器への表示がない主な理由

表示がない理由	機関数
ラベル劣化	22
入手時から無し	18
詰め替え後容器の未表示	7

(c) 保管庫及び保管容器の転倒防止等対策

法第11条第2項において、毒物劇物の流出等防止のため、必要な措置を講じることが定められている。

i 保管庫の転倒防止等対策

保管庫の転倒防止等対策の状況は、表28のとおりである。一般的な保管庫については37機関(41.1%)、冷蔵庫については33機関(67.4%)で、全部又は一部の保管庫に転倒防止策を講じていない。

冷蔵庫と冷蔵庫以外の保管庫について、転倒防止策を講じている率を比較すると、冷蔵庫が26.2ポイント低くなっている。

表28 保管庫の転倒防止等対策

保有機関数		転倒防止あり	一部転倒防止なし	転倒防止なし
一般的な保管庫	90	53 (58.9%)	9 (10.0%)	28 (31.1%)
冷蔵庫	49	16 (32.7%)	2 (4.1%)	31 (63.3%)

ii 保管容器の転倒防止等対策

保管容器の転倒防止等対策の状況は、表29のとおりである。44機関(48.9%)で、全部又は一部の保管容器に転倒防止策を講じていない。

表29 保管容器の転倒防止等対策

保有機関数	転倒防止あり	一部転倒防止なし	転倒防止なし
90	46 (51.1%)	32 (35.6%)	12 (13.3%)

(d) 中身が不明な薬品等の保管

平成30年7月24日付け厚生労働省通知「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」において、不要となった毒物劇物の廃棄等を検討し適切に実施することで、より適切な在庫管理を実施することが求められている。

保管庫に中身が不明な薬品等を保管していた機関の状況は、表30のとおりである。全体で4機関あり、その中には清涼飲料水の容器に保管している機関も認められた。

表30 中身が不明な薬品等の保管

部局等名		機関数	中身が不明な薬品等の保管状況
教育委員会	府立学校	4	「朱」と表示されているものの中身が不明な薬品を保管
			「医薬用外劇物」(中身不明)と表示された個体を保管
			中身の不明な粉末を保管
			冷蔵庫内の飲料の容器に中身が不明な薬品等を保管

(e) 保管方法

揮発しやすい毒物劇物や臭気の強い毒物劇物は、保管容器を揮発性薬品瓶収納ケースやビニール袋に入れて保管(以下「二重風袋」という)、暗所保管の必要なものは黒紙を保管容器に巻く等して保管、低温

保存が必要なものは冷蔵庫保管等、毒物劇物の性質に応じた保管方法の状況は、表31のとおりである。多くの毒物劇物において、保有機関により保管方法に違いがみられる。

例えば、冷蔵保管の割合が高いものでは、過酸化水素水、アンモニア水、塩化スズ（Ⅱ）が挙げられるが、いずれも常温で保管している機関も多数認められた。

表31 保管毒物劇物の性質に応じた保管方法

薬品名	保有機関数	通常保管	冷蔵庫	遮光措置	二重風袋	砂利の上
アニリン	45	37 (82.2%)	3 (6.7%)	2 (4.4%)	3 (6.7%)	0 (0.0%)
アンモニア水	59	37 (62.7%)	17 (28.8%)	0 (0.0%)	4 (6.8%)	1 (1.7%)
塩化スズ（Ⅱ）	18	13 (72.2%)	4 (22.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)
塩酸	86	73 (84.9%)	2 (2.3%)	0 (0.0%)	9 (10.5%)	2 (2.3%)
過酸化水素水	62	27 (43.5%)	32 (51.6%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	2 (3.2%)
カリウム	29	20 (69.0%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	2 (6.9%)	6 (20.7%)
酢酸エチル	42	39 (92.9%)	2 (4.8%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)
硝酸	69	57 (82.6%)	2 (2.9%)	0 (0.0%)	10 (14.5%)	0 (0.0%)
水銀	18	15 (83.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)	2 (11.1%)
金属ナトリウム	43	24 (55.8%)	2 (4.7%)	0 (0.0%)	6 (14.0%)	11 (25.6%)
ヨウ素	61	41 (67.2%)	6 (9.8%)	2 (3.3%)	11 (18.0%)	1 (1.6%)
硫酸	69	58 (84.1%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	7 (10.1%)	3 (4.3%)
計	601	441	72	4	55	29

d 毒物劇物の使用状況

3年間（令和4年度～令和6年度）未使用であった毒物劇物の保管状況は、表32のとおりである。管理簿等により実態把握可能な81機関中、73機関（90.1%）が3年間未使用の品目を保有している。また、2,182品目中、1,044品目（47.8%）が3年間未使用となっている。

表32 3年間未使用毒物劇物の保管

部局名等	調査機関数	調査品目数	3年間未使用品目を保有する機関数	3年間未使用品目数
全部局等	81	2,182	73 (90.1%)	1,044 (47.8%)
府立学校	52	1,864	49 (94.2%)	902 (48.4%)
上記以外	29	318	24 (82.8%)	142 (44.7%)

3年間未使用の毒物劇物を保管している理由については、「明確な用途があるが、その用途の発生が3年間なかったため」等、明確な使用目的に基づき保管しているものが認められた一方、「担当者（教員）や業務の変更等により、今後使用する可能性があるかもしれないから」、「財産だから（税金で購入したものだから）」、「廃棄するにも費用を要するから」等、明確な用途がないにもかかわらず、廃棄等の整理をすることができていないものが多く認められた。

保有品目数が多い府立学校における、3年間未使用毒物劇物の保有状況は、表33のとおりである。15～19品目保有している学校が最も多いが、8校で4品目以下の保有となっている。

表33 府立学校における 3 年間未使用品目毒物劇物の保有状況

未使用品目数	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29
学校数	8	9	7	10	5	2
割合	15.4%	17.3%	13.5%	19.2%	9.6%	3.8%

未使用品目数	30～34	35～39	40～44	45～49	50～	計
学校数	3	5	1	1	1	52
割合	5.8%	9.6%	1.9%	1.9%	1.9%	—

※ 「割合」は小数点第 2 位を四捨五入したため、合計が100%にならない。

また、上記の 4 品目以下保有の 8 校のうち、保有品目数の少ない特別支援学校を除いた高等学校（A 校、B 校、C 校、D 校、E 校の 5 校）について、令和 7 年度と平成 24 年度の保有品目数を比較した結果は、表 34 のとおりである。1 校（D 校）を除き令和 7 年度の保有品目数が大きく減少しており、5 校全体での減少率は 57.7%であった。これは、当該 5 校を除く府立学校の減少率 6.0% よりも 51.7ポイント高くなっている。

表34 令和 7 年度と平成 24 年度の保有品目数比較

	R 7 保有 品目数 (A)	H24保有 品目数 (B)	減少率 (B-A)/B)
A 校	5	51	90.2%
B 校	8	24	66.7%
C 校	17	33	48.5%
D 校	18	12	△50.0%
E 校	21	43	51.2%
合計	69	163	57.7%
その他の府立学校	1,821	1,937	6.0%
府立学校合計	1,890	2,100	10.0%

e 府立学校特化事項

府立学校に特化した毒物劇物の保管状況、活用状況等は、以下のとおりである。

(a) 保管室の冷房設備の設置

保管室の冷房設備の設置状況は、表 35 のとおりである。約 9 割の府立学校で冷房設備が設置されていない。

表35 冷房設備の設置

保有学校数	冷房あり	一部冷房あり	冷房なし
53	4 (7.5%)	2 (3.8%)	47 (88.7%)

冷房設備が設置されていないため、夏季には非常に高温となり、揮発が多くなっているもの、潮解しているものも認められた。また、実地調査を開始した 8 月下旬から 9 月頃までは、室温だけでなく湿度も高く、長時間の作業には不向きな状態であり、室温を計測している京都市内の府立学校の記録を見ると、室温が 35℃を超えている日が、7 月から 9 月までの 3 箇月間で 61 日となっており、最高室温が 40℃となっている日も認められた。

(b) 毒物劇物を使用した実験方法等

毒物劇物を使用した実験の際は、安全性に配慮して、多くの学校で希釈したものを使用しているが、教育的観点から原液を使用している学校の状況は、表36のとおりである。29校（54.7%）が原液も使用している。

原液を使用する学校においては、教員の目の前で、班ごとに毒物劇物を取り分けて実験させる等、希釈したものをを使用する場合以上に厳重に安全性の確保を徹底されていることを確認した。

表36 実験における原液の使用

保有学校数	原液を使用する	原液を使用しない
53	29 (54.7%)	24 (45.3%)

また、実験（準備を含む。）等で原液を小分けして使用している学校における、残量があった場合の管理簿等での管理状況については、表37のとおりである。原液を小分け使用し残量が発生している14校のうち、11校（78.5%）は、管理簿等による管理がなされておらず、簿外保管となっている。

表37 小分け使用後の管理簿等での管理

残量が発生している学校数	管理簿等を作成している	管理簿等を作成しているものと、していないものが混在	管理簿等を作成していない
14	3 (21.4%)	1 (7.1%)	10 (71.4%)

(c) 学校薬剤師の活用

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第2項において、大学以外の学校には学校薬剤師を置くものとされ、同条第4項においては、学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事するとされている。

毒物劇物の管理保管に係る学校薬剤師の活用状況は、表38のとおりである。活用していない学校は、21校（39.6%）となっている。活用している学校では、学校薬剤師の助言を受けて、保管庫への消火器や消火砂の設置、保管温度管理のための冷房設備の設置、空気循環の改善を目的として、従来の排気用換気扇に加えて新たに吸気用換気扇を設置する等、改善策を講じた事例も確認した。

表38 学校薬剤師の活用

保有学校数	活用あり	活用なし
53	32 (60.4%)	21 (39.6%)

(ウ) 総括

a 是正を要すること

(a) 簿外保管

管理簿等を備え、入出庫の記録及び在庫量の定期的な点検を的確に実施することは、毒物劇物の盗難や紛失等の異常を早期に察知し、被害の拡大を未然に防止する上で極めて重要である。実験用に小分けにした残量の管理も含めて、いかなる事情があろうとも、毒物劇物を保管する際には必ず管理簿等を整備し、適切かつ厳正に記録・確認されたい。

(b) 用途の異なる物品の保管等

用途を異にする物品とともに毒物劇物が保管されている状況は、その物品を取り扱う過程で、毒物劇物に容易に接触し得ることから、管理上のリスクが大きい。

保管室内に用途の異なる物品を保管している事例についても、保管庫そのものには施錠がなされているものの、その鍵が保管室内の無施錠の引出し等に入っており、容易に持ち出すことができるのであれば、同様のリスクがある。

また、清涼飲料水の容器に中身が不明な薬品等を保管している事例も認められたが、これは誤飲の危険を伴い、当該物質が毒物劇物に該当する可能性を否定することができないことから、飲食物の容器を毒物劇物の容器として使用してはならないとする法第11条第4項の趣旨に反する不適切な取扱いである。

これらの状況はいずれも、保健衛生上看過し得ない重大なリスクをはらむものであり、早急に適切な改善措置を講じることが強く求められる。

(c) 危害防止規定等の整備

危害防止規定等の整備は、各保有機関における毒物劇物の管理体制及び責任体制を明確化し、これら毒物劇物に起因する保健衛生上の危害を未然に防止する上で極めて重要である。このため、いまだ当該規定が整備されていない機関においては、速やかにその整備を進められたい。

また、既に規定を整備している機関においても、適宜内容の点検・見直しを行い、各機関の実情に即した規定として適切に運用されるよう不断の改善に努められたい。

(d) 管理責任者等の設置

管理責任者等の設置は、毒物劇物の管理及び責任の所在を明確にし、危害防止に資する体制の確立に不可欠である。このため、管理責任者等が未設置の機関においては、速やかにその配置を図られたい。

(e) 保管庫の施錠

保管室には、毒物劇物を日常的に取り扱わない者や日常的に取り扱う担当者が別の用務で入室する場合がある。その際に、誤って毒物劇物に接触することのないよう、保管庫は常に確実に施錠することが求められる。

やむを得ず施錠可能な保管庫への収納が困難な場合は、他の管理措置をより厳格に講じることで、全体として一定水準以上の管理レベルが維持されるよう留意されたい。

また、施錠機能を備えていない冷蔵庫を保有する機関についても、後付けで錠を設置して対応している好事例を参考にして、速やかに施錠可能な状態となるよう改善されたい。

(f) 保管庫及び保管容器の表示

保管庫及び保管容器への適切な表示は、誤使用に起因する事故等を未然に防止する観点から、法令により義務付けられているものである。このため、表示の欠如が認められた機関においては、速やかに是正措置を講じられたい。

毒物劇物の購入時点では適切な表示が施されていることがほとんどであり、全ての容器に表示が維持されていた機関においても、単にラベルが劣化していなかったに過ぎない可能性もあるため、必ずしも表示の重要性に対する認識が十分であったとはいえない。したがって、適正な管理体制を確立するためにも、改めて表示の意義を再認識されたい。

また、ラベルを確実に残すことや小分けした際に速やかに新たなラベルを貼付することは、中身が不明な薬品等の発生を未然に防ぐことにも直結するため、日常的な点検及び管理の徹底を強く求める。

一方で、劣化した容器に対し、必要な情報を手書きやラベルシールにより補完している例、さらには劣化を見越して全ての容器に統一的なラベルの表示を施している高い管理意識を有する機関も確認された。

(g) 保管庫及び保管容器の転倒防止等対策

地震その他の災害に備え、保管庫及び保管容器の転倒防止措置を講じることは、庫内に収容されている毒物劇物の転倒や落下、さらには容器破損による危険の発生を未然に防ぐ上で極めて重要である。したがって、現時点で十分な対策を講じていない機関においては、各機関の実情に即した適切な防止策を早急に講じられたい。

保管庫の転倒防止策としては、L字金具等を用い、壁面へ堅固に固定する方法が広く採用されている。一方、保管容器の転倒防止策については、仕切り付きプラスチックコンテナに収容する方法が一般的であり、加えて、容器破損を防ぐ目的から果物用緩衝材（いわゆるフルーツネット）等で容器を包み込む、落下防止用に防鳥ネットを活用する等、好事例も確認されたので、参考にされたい。

(h) 不明薬品及び未使用毒物劇物の廃棄

毒物劇物の保管は、飛散、流出や盗難、紛失等のリスクを伴うため、今後使用見込みのない不明薬品等は、速やかに適正な手続きによる廃棄処分の実施を検討されたい。

同様に、未使用毒物劇物については、一定の期間を設け、当該期間使用していないものについて、必要性や使用見込み等を勘案の上、廃棄処分の要否を判断する等のルールを設けることにより、保管リスクを減少させ、より適切な在庫管理を実施されたい。

また、「予算がないため長期間未使用毒物劇物を廃棄することができずに保管している」という機関もあるため、廃棄にあたっては可能な限り関係機関で集約する等処分費用の節減や効率的な廃棄方法の検討・工夫に努められたい。

b 検討を要すること

(a) マニュアル及び指針の作成等

実地調査において、毒物劇物の担当者から「担当が1人であり、異動当初は、毒物劇物の保管方法をどうすればいいのかを知る手立てさえ分からなかったため、保管方法のマニュアル作成や年度当初の研修会を実施してほしい」との要望が寄せられた。また、保管方法の理由についての質問に対し、「前任者のとおりになっている」という回答が複数認められた。さらに、同一毒物劇物であっても保有機関により保管方

法が異なる事例が多数みられること等から、保管方法等を調べる方法すら分からず、最適な方法で保管することができていない機関もあると考えられる。

そのため、主たる毒物劇物ごとに推奨される保管方法を示したマニュアル作成や研修会等を実施し、毒物劇物を管理する担当者が主体的に適正な保管方法を判断することができるよう支援することを検討されたい。

加えて、毒物劇物を取り扱う担当者が少人数で配置されている職場の多い部局等においては、その業務特性に応じた毒物劇物の取扱い指針等（方向性）を示すことにより、少人数で保管を行う場合も、担当者が自ら考え、適切な保管方法を判断しやすくなると考えられる。この観点からも、取扱い指針等の整備について検討されたい。

なお、毒物劇物の取扱い指針については、機関により用途や設備、人員等の状況が異なることや、使用時の機能性・利便性とのバランスを考慮して、まずは、厳格な基準を一律に設けるのではなく、方向性を示すことから始めるのが望ましいと考える。

(b) 複数人による鍵管理及び管理簿等の数量確認

毒物劇物の出し入れに必要な鍵の取り出し時に第三者の確認を経ることは、保管庫の施錠と同様、毒物劇物を取り扱うことのない者（時）に鍵の入手を困難にさせるものである。

人員配置や業務等の関係上、どうしても第三者の許可を経る運用を行うことができない機関もあるが、毒物劇物の保管・管理を厳重にするためだけでなく、不測の事態があった時に担当者にあらぬ疑いがかかることを防ぐためにも、可能な限り、第三者の確認のもと保管庫や保管室等の鍵を取り出す運用とされたい。

また、管理簿等と実際の毒物劇物の数量確認についても前述の鍵の取り出し時と同様の観点から、可能な限り、複数人で数量確認を実施する運用にされたい。

こうした運用が困難な機関においては、例えば、保管庫や保管室の鍵の取り出しに第三者の確認を経る運用に代えて数量確認を複数人で実施することに加え、数量確認の間隔を狭くすることや、確認を無通告で行う等、管理簿等の確認（その他の管理業務でも可）等をより厳格に行うことで、毒物劇物の管理体制のレベルを一定以上に保ち、各機関の実情に応じた管理体制を整備されたい（保管室内に直置き又は施錠することができない保管庫に保管している毒物劇物も同様）。

(c) 府立学校特化事項

i 保管室の冷房設備設置

冷房設備が設置されていない状況は、夏場の毒物劇物の保管環境として適切とはいえず、予期せぬ事故につながる可能性も否定することができない。また、教員や実習助手の作業環境にも悪影響を及ぼすことから、可能な限り冷房設備を設置されるよう検討されたい。

ii 未使用毒物劇物の整理

3年間未使用の毒物劇物の保有品目数が4品目以下である五つの高等学校では、廃棄の実施等により、他校と比較して、平成24年度調査時より大きく保有品目数を減少させているとともに、「10年間未使用のものは廃棄するようにしている」、「使い切ることができるよう小容量のものを購入する」等、長期間未使用の毒物劇物が増えないよう工夫している状況が認められた。

前述のとおり、一定期間未使用となっているものについては、必要と判断されるものを除き廃棄する等のルールを設けるとともに、これらの好事例を参考に、組織的に長期間未使用毒物劇物の整理に取り組まれたい。

iii 毒物劇物を使用した実験方法等

前述のとおり、令和6年には他府県において、中学生が理科の実験で使った劇物をお菓子と偽って別の生徒の口に入れさせた事案があった。当該事案を教訓とし、今後も事故や紛失、持ち出し等が発生しないよう、引き続き安全確保に取り組まれたい。

また、実験用に小分けされた原液の残量管理については、小分けされた残量であっても毒物劇物に該当するものであるため、管理簿等を必ず作成し、適正な保管・管理が徹底されるよう、改めて周知を図られたい。

iv 毒物劇物の校内移動

生物の保管室に冷蔵庫の設置がないため、生物保有の冷蔵保管を要する劇物を化学の保管室の冷蔵庫に保管している事例があり、当該劇物の使用時に、劇物を持って廊下を移動する必要がある学校も認められた。

設備の関係上やむを得ないとはいえ、移動の際には、休み時間を避ける等、生徒と不意に接触することのないよう十分気を付けられたい。

v 学校薬剤師の活用

学校薬剤師の活用により改善策を講じた事例も多く確認していることから、各学校においては、学校薬剤師を積極的に活用し、必要な指導助言等を受けながら、毒物劇物の保管・管理の一層の適正化に努められたい。

vi 事務局との連携

万一、毒物劇物の紛失や事故等が発生した場合には、教員のみならず学校全体が責任を問われる事態となる。このため、事務職員も可能な限り毒物劇物の管理等に関与し、学校全体として毒物劇物の管理する体制を構築されたい。

例えば、鍵管理を複数人で行うことについては、業務の関係上やむを得ず対応困難な場合も想定されるが、管理簿等との数量確認を連携して行うことは業務調整により十分可能であると考えられる。その際に表示の適正性や転倒防止策を併せて確認することにより、毒物劇物の管理の質の向上も期待することができる。

このように、各学校において工夫しつつ事務職員も積極的に毒物劇物の管理に関与することにより、学校全体として毒物劇物管理の重要性に対する認識や危機管理意識を共有し、安全確保につなげられたい。

5 監査委員による意見・要望

決算審査（令和 7 年 8 月実施）、知事との意見交換（令和 7 年 9 月実施）、各広域振興局実地監査（令和 7 年 10 月～12 月実施）において、監査委員から表明した意見・要望について、その概要をまとめた。

いずれも令和 7 年度の実施時点での意見・要望事項である。

○ 発達障害児支援

発達障害の早期発見、早期療育は、子どもにとっても保護者にとっても大切であることから、令和 10 年に初診待機期間を 1 箇月に短縮するとの目標達成に向け、専門医だけでなく地域の小児科医が診断・診療を担うことや、保育士、幼稚園教諭に理解を深めていただくこと等、裾野を拡げて取り組んでいただきたい。

○ 「京もの」ブランド戦略

茶業振興については、抹茶だけでなく煎茶や玉露などリーフティの需要拡大に向け、海外にもその魅力や文化的価値を積極的に発信していただきたい。

京ものの野菜については、産地間競争になっていることから、インバウンドによる消費も意識した新たな展開を検討していただきたい。

○ 農林水産業の担い手確保

農業大学校や林業大学校、海の民学舎の学生の定員割れに歯止めをかけるため、各学校の学生であることにステータス感を持てるような取組を行っていただきたい。

京都府農林水産業人材確保・育成センターが行う就業への誘導から経営発展までの一貫サポートに加え、農林水産業の事業承継支援についても取り組んでいただきたい。

○ 公共施設の適正な管理

上下水道、トンネル、橋梁等インフラ施設の老朽化による事故は、府民生活に多大な影響を与えるため、施設の点検と適切な維持・修繕を確実に行うとともに、国の財源も確保しながら、予防保全や計画的な補修・更新を着実に進めていただきたい。

令和 8 年度が取組の最終年度となる「京都府公共施設等管理方針」については、修繕や改修の必要性等、現状の課題を次期管理方針に反映していただくとともに、令和 6 年度包括外部監査で示された府有施設の廃止や集約化等、維持管理コストの軽減に向けた取組を進めていただきたい。

○ 適切な実績確認による事業効果の向上

補助事業や委託契約において、事業効果が低い状態のまま見直すことなく同じ内容で委託契約を継続している事例や、事業成果の確認・検証に必要な実績報告を十分確認しないまま次年度も契約を継続している事例等が見られる。特に、長年事業を実施している団体や指定管理者との間で、実績確認の形骸化やコミュニケーションの不足が見られることから、適切な実績確認により P D C A のうちチェックからアクションへのサイクルを機能させ、事業効果をより高めるよう取り組んでいただきたい。

○ 各地域の振興について

（山城） 人口減少が進む中で地域の担い手を確保するため、移住・定住促進の取組に加え、二地域居住を後押しする取組を進めるとともに、宇治茶の担い手確保とブランド価値の確立や、地域の観光資源を地域内消費につなげる取組などにより、市町村とも連携して地域活性化を図っていただきたい。

また、乙訓地域と山城地域の連携を一層強化するとともに、防災対策、産業・観光振興に資するよう、新名神高速道路のアクセス道路等のネットワーク整備を着実に実施し、市町村のまちづくりと連携した基盤整備を進めていただきたい。

（南丹） 国際博覧会（大阪・関西万博）で世界へと発信された「京都丹波ブランド」については、SNS等を積極活用した継続的な情報発信を進めるとともに、令和 8 年開催の「全国都市緑化フェア in 京都丹波」を

好機として捉え、地域内消費を促進する仕組みづくりに一層取り組んでいただきたい。

また、近年の異常気象に伴う農業被害の増加を踏まえ、農業改良普及センターにおいて現場の実情に即した伴走型支援を充実させるとともに、新規就農者が困難を乗り越え、持続的に営農することができるよう、「京都丹波就農サポート講座」の充実を含め、着実な支援をお願いしたい。

(中丹) 高校生が地域企業の魅力に触れることができるよう、引き続き「高校生等若者地域就職・定着促進事業」に注力いただくとともに、「黒谷和紙」や「中丹産のお茶」をはじめとする中丹の地域資源を磨き上げ、付加価値を付けて魅力を発信するなど、より効果的な地域振興施策に取り組んでいただきたい。

また、高齢化が進展する中で、医師会、市、保健所等の連携による地域包括ケアの取組を一層推進するとともに、大規模災害に備えた訓練や人材育成等、保健医療福祉体制の充実に取り組んでいただきたい。

(丹後) 若者が都会へ出て丹後へ戻ってもらえるよう移住・定住の取組を充実していただくとともに、廃業された織物業者の織機の確保による担い手の呼び込みや農林水産物のブランド力の強化、天橋立の景観保全、周遊観光の取組の推進等による地域の活性化に取り組んでいただきたい。

また、令和 8 年度に北丹後地震から 100 年となることを契機に府民の危機管理意識の向上に努めていただくとともに、集中豪雨や地震等の自然災害に対するハード・ソフト一体となった防災・減災対策を市町と連携して着実に進めていただきたい。

6 監査の結果に係る措置状況

令和 6 年度の監査結果による指摘事項 20 件全てについて、知事、議会事務局長及び教育委員会教育長から措置状況(改善措置を講じたもの)の報告があり、次のとおり公表した。

公表日	内 容
令和 7 年 3 月 7 日 京都府公報第 593 号	指摘事項 4 件
令和 7 年 6 月 6 日 京都府公報第 619 号	指摘事項 3 件
令和 7 年 10 月 7 日 京都府公報第 654 号	指摘事項 12 件
令和 7 年 12 月 5 日 京都府公報第 671 号	指摘事項 1 件

7 住民監査請求及び府民簡易監査の状況

(1) 住民監査請求（地方自治法第 242 条）

令和 7 年度について、1 件の請求（却下）があった。

(2) 府民簡易監査（京都府府民簡易監査規程）

令和 7 年度について、申立てはなかった。